

議案第 9 4 号

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、課税の限度額を改定するとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和33年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有するもの（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有するもの（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有するものを除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち

給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第4項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「総所得金額」とあるのは、「法」を「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法」に、「とする。)」を「とする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附則第8項及び第9項中「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項、第35条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第10条各号列記以外の部分の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定(第2条及び第10条各号列記以外の部分を除く。)は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。